

第4章 「とくしま農林漁家民宿」の開業におけるその他の緩和措置

4-1 農林漁家民宿が行う送迎輸送を道路運送法の許可対象外として明確化

（宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について）

平成15年3月28日付通知（自動車交通局旅客課長）

緩 和 後	緩 和 前
農林漁家民宿が、宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題はないことが明確化されました。 注）ただし、送迎に係る料金を徴収したり、送迎を利用する客と利用しない客との間に宿泊料金に差を付けたりする場合は、道路運送法の営業許可の対象となります。	宿泊者に対する送迎が「白タク営業（営業許可を持たずにタクシー業務を行うこと）」に相当するのではないかと指摘がありました。

4-2 農家民宿が行う農林漁業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化

（農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化について）

平成15年3月20日付通知（国土交通省総合政策局観光部旅行振興課長）

緩 和 後	緩 和 前
農家民宿自らが、運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しないことが明確化されました。	運送・宿泊サービスに農林漁業体験を付加し販売・広告することは旅行業法に抵触するのではないかと指摘がありました。

4-3 農業生産法人の業務に民宿経営等を追加

農地法【平成17年9月1日より全国展開】

緩 和 後	緩 和 前
農地所有適格法人が実施する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設（農作業の体験のための施設や体験者が宿泊するための施設）の設置運営が農業関連事業に追加されました。	民宿経営は農業生産法人（現：農地所有適格法人）が実施する農業関連事業の範囲外でした。 （農業関連事業の範囲：農畜産物の貯蔵・運搬又は販売、資材製造、農作業受託）

4-4 農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大

余暇法【平成17年12月1日付施行】

緩和後	緩和前
宿泊施設（一般の民宿・旅館など）が、地域の農林漁業者と連携して農林漁業体験サービスを提供する場合も農林漁業体験民宿として登録することが可能となりました。	農林漁業体験民宿業に登録できるのは、経営者が農林漁業者又はその組織する団体に限定していました。

4-5 自家製梅酒等の提供に関する特例

酒税法【平成20年4月30日付施行】

緩和後	緩和前
『酒場、料理店等を営む方については、一定の要件の下に酒類の製造免許を受けることなく、その営業場において自家製梅酒等を提供することができる。』特例措置が設けられました。 注）税務署の通知参考	酒類に他の物品を混和する場合には、原則として新たな酒類を製造したものとみなされ酒類の製造免許が必要。 なお、消費の直前に混和する場合や消費者が自己の消費のために混和する場合等は、製造免許が不要とされていた。

租税特別措置法（酒税関係）の改正について

（酒 場、料 理 店 等 の 皆 様 へ ）

平成 20 年 4 月 30 日より、

『酒場、料理店等を営む方については、一定の要件の下に酒類の製造免許を受けることなく、その営業場において自家製梅酒等を提供することができる。』特例措置が設けられました。

（注） 酒類に他の物品を混和する場合には、原則として新たな酒類を製造したものとみなされ酒類の製造免許が必要ですが、平成 20 年度税制改正において特例措置が新たに設けられました。なお、消費の直前に混和する場合や消費者が自己の消費のために混和する場合等は、以前から例外的に新たな酒類の製造とみなされず製造免許が不要とされています。

▶ 特例措置の適用を受けることができる方

「酒場、料理店等酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する業」を営んでいる方。

（注） 酒場、料理店のほか、例えば、民宿、旅館、飲食店等が含まれます。

▶ 特例措置の適用要件

- ・ 酒場、料理店等の自己の営業場において飲用に供することを目的とすること。
- ・ 飲用に供する営業場内において混和を行うこと。
- ・ 一定の蒸留酒類とその他の物品の混和であること。

（注） 1 特例の対象は混和した営業場内において飲用に供する場合に限られます。したがって、例えば、テイクアウト品やお土産品などで営業場以外の場所において飲用されることとなる譲り渡し（有償、無償を問いません。）や混和した営業場以外の営業場で飲用に供することはできません。

2 酒類製造者が、酒類製造場において混和を行う場合は特例措置の対象となりません。

▶ 混和に使用できる酒類と物品の範囲

混和に使用できる「酒類」と「物品」は次表に記載のものに限られます。また、混和後、アルコール分 1 度以上の発酵がないものに限られます。

使用できる酒類	使用できる物品
蒸留酒類でアルコール分 20 度以上のもので、かつ、酒税が課税済みのもの 【蒸留酒類の品目】 ・ 連続式蒸留しょうちゅう ・ 単式蒸留しょうちゅう ・ ウイスキー ・ ブランデー ・ スピリッツ ・ 原料用アルコール （注） 使用できる酒類は蒸留酒類に限られますので、清酒、みりん等を使用することはできません。	糖類や梅のほか次の「使用が禁止される物品」以外のもの 【使用が禁止される物品】 ・ 米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ若しくはでんぷん又はこれらのこうじ ・ ぶどう（やまぶどうを含む。） ・ アミノ酸若しくはその塩類、ビタミン類、核酸分解物若しくはその塩類、有機酸若しくはその塩類、無機塩類、色素、香料又は酒類のかす ・ 酒類

▶ 年間の混和に使用できる酒類の数量の上限

混和に使用できる蒸留酒類の数量は、営業場ごとに年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間）1 kl 以内に限られます。

（注） 混和に使用する蒸留酒類の数量には、例えば、カクテル等の消費の直前に混和された数量は含みません。

特例適用混和に当たっての必要な手続等については裏面を参照してください。

▶ 混和に当たって必要な手続等

・ 開始申告書の提出

新たに混和しようとする場合には、混和を開始する日の前日までに営業場の所在地を所轄する税務署長に対して「特例適用混和の開始申告書」を提出する必要があります。

また、混和を1年以上休止する場合又は終了する場合にも申告を行う必要があります。

(注) 経過措置として平成20年4月30日から平成20年7月29日までの間に混和を開始する場合は、平成20年7月29日までに開始申告書を提出してください。

【特例適用混和の開始申告書の記載例】

特例適用混和の開始・休止・終了申告書

不要文字を抹消してください

収受印

平成〇〇年〇月〇日	(住所) 〒100-〇〇〇〇	(電話) 03-〇〇〇〇局 〇〇〇〇番
営業場を所轄する税務署長名 〇〇市税務署長 殿	申告者 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号	
	(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)	
	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 太郎	
法人の場合は代表者印を押印します。		

ふりがなを忘れずに

租税特別措置法第87条の8及び租税特別措置法施行令第46条の8の2の規定により下記のとおり申告します。

記

営業場の所在地及び名称	東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号 居酒屋〇〇 大手町店 電話 03-(△△△△)-△△△△
混和の開始年月日	平成 〇〇 年 〇 月 × 日
混和を休止しようとする期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
混和の終了年月日	平成 年 月 日
混和の方法	連続式蒸留しょうちゅうに梅の実及び氷砂糖を加える。

混和の方法について、具体的に記入してください。

・ 混和に関する記帳

混和に使用した蒸留酒類の月ごとの数量を帳簿に記載する必要があります。

(例) 平成20年度の混和の事績は次のとおり。

- 1 平成20年6月2日に連続式蒸留しょうちゅう10リットルに梅の実と氷砂糖を加えた。
- 2 平成20年6月20日にブランデー10リットルにレモンと氷砂糖を加えた。
- 3 平成20年10月4日に単式蒸留しょうちゅう10リットルにかりんの実と氷砂糖を加えた。
- 4 平成20年10月30日に連続式蒸留しょうちゅう20リットルに柿の実を加えた。

【特例適用混和に係る記帳の例】

混和年月	数量(ℓ)
平成20年6月	20
平成20年10月	30
平成20年度計	50

更に詳しい説明が必要な方は、税務署の担当酒類指導官までお問い合わせください。

4-6 構造改革特区における規制緩和

都市との交流やグリーンツーリズムの推進に関する特区が、全国各地で認定されており、例えば酒税法の緩和が認められる「農家民宿等による濁酒の製造事業の特区」（どぶろく特区）などがあります。

<参考>

「農家民宿等による濁酒の製造事業の特区」（どぶろく特区）

（酒税法【構造改革特別区域法は平成15年4月1日より施行】）

特区以外	製造量が6klに達しない場合、雑酒（濁酒）製造免許を受けることができない。
特区	農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した農産物を主原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に当たって、最低製造数量基準（6kl）を適用しない。

吉野川市と吉野川市美郷商工会が申請した、「自然豊かな梅の里吉野川市美郷・梅酒特区」（梅酒の製造免許に係る要件緩和）は、平成20年7月9日に認定されました。

また、平成20年5月14日に成立した「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」より、次のように酒税法の緩和がなされており、今後、これらを使った特区の申請がなされるものと考えられます。

- ① 構造改革特別区域内において農林漁業体験民宿業等を営む農業者が自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため果実酒の製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。
- ② 構造改革特別区域内において地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を引き下げる（果実酒：年間6kl→kl、リキュール：年間6kl→1kl）こととする。

4-7 農林漁業者以外の者が農林漁業体験民宿業を営む場合の客室延床面積基準

（旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について）

平成28年3月31日付通知（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長）

緩 和 後	緩 和 前
農林漁業者以外の者がその居宅において農林漁業体験民宿業を営む場合にも、簡易宿所営業の客室延床面積基準が適用されないこととなりました。	農林漁業体験民宿業で簡易宿所営業の客室延床面積基準（33㎡以上）が適用されないのは、農林漁業者が営む場合のみでした。